

第 62 回定時株主総会

その他の電子提供措置事項

(交付書面省略事項)

①事業報告

会社の体制および方針

「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに当該株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制」

「会社の支配に関する基本方針」

「剰余金の配当等の決定に関する方針」

②連結計算書類

「連結株主資本等変動計算書」

「連結注記表」

③計算書類

「貸借対照表」

「損益計算書」

「株主資本等変動計算書」

「個別注記表」

④監査報告

「計算書類に係る会計監査報告」

(2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで)

株式会社 大真空

上記の事項につきましては、法令および当社定款の定めに基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には、記載してはおりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆さまに電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに当該株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制

当社は、2006年5月19日開催の取締役会において、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに当該株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制（以下「内部統制システム」という。）整備の基本方針について決議し、2022年6月29日開催の取締役会において、一部改定する決議をいたしました。

①当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) 企業集団として、コンプライアンスや情報セキュリティなどを含めた理念の統一を保つために大真空グループ内部統制基本方針を定め、当社子会社にも展開するものとする。
- 2) コンプライアンス体制の基礎として、企業理念および行動基準ならびにCSR行動規範を定め、周知徹底を図るとともに、当社子会社にも展開するものとする。
- 3) コンプライアンス体制の展開のために各種規程、手順書、マニュアル等を定め、取締役および使用人に周知徹底を図るものとする。
- 4) 内部通報規程に基づきコンプライアンスに関する相談室および内部通報窓口を設置し、当社における法令遵守その他コンプライアンスに抵触する重大な事実を発見した者は、直ちに上記窓口に通報するものとし、上記窓口は取締役会ならびに監査等委員会に報告する体制を整えるものとする。当社子会社においても、法令遵守その他のコンプライアンスに抵触する重大な事実を発見した場合には、当社内部通報窓口に通報可能な体制を構築するものとする。
- 5) 関係する法令等の遵守および企業倫理を励行し、企業理念に適った企業活動を行うとともに、社会から信頼される企業となるために、全社的なコンプライアンス教育を定期的を実施するものとする。
- 6) 反社会的勢力に対しては、毅然とした対応をとり、一切関係を持たない。事案が発生した場合は外部専門機関と連携して対処するものとする。

<①運用状況>

- ・大真空グループ内部統制基本方針を定め、グループ会社に展開するとともに、CSR行動規範についてもグループ会社へ周知徹底を図っております。
- ・当社においては、CSR行動規範等の周知活動として、毎年1回全社的なコンプライアンス教育や階層別でのコンプライアンス教育を実施しております。また、子会社のマネージャーに対して、CSRや内部統制の重要性に関する教育を実施いたしました。
- ・当社においては、全従業員を対象にCSR行動規範セルフチェックを実施し、結果のフィードバックを行うなどCSRに対する意識を醸成し、浸透・定着を図る取り組みを行っております。なお、企業理念および行動基準ならびにCSR行動規範等は常に社内で閲覧できる状態とし社内周知するとともに、会社ホームページ（URL:<https://www.kds.info>）においてもCSR行動規範等を掲載し、当社のCSRについての考え方を広く配信しております。
- ・当社および当社子会社においては、内部通報規程を策定し、内部通報の制度を整備して法令違反その他の不適切事象の早期発見に取り組んでおります。内部通報規程では、利用方法および通報者の不利益取扱いの禁止を含めた内容を規定しており、実効性の向上を図っております。なお、内部通報制度の運用状況については、定期的に取り締り委員会へ報告を行っております。
- ・社会的責任の観点から反社会的勢力に対して毅然とした対応を行うようCSR行動規範へ規定し、反社会的勢力排除に向けて周知徹底を図っております。
- ・CSR行動規範を推進するために、CSR調達ガイドラインを作成し、会社ホームページにおいて、広くサプライヤーへ配信しております。
- ・労働環境の改善や事故・災害の予防を目的とし、安全管理部を設け、安全方針や基準を策定し、安全衛生諸法令の遵守と、安全衛生確保に必要な教育・訓練を実施し、全社的な安全衛生活動を推進しております。

- ・法令遵守の一環として、労働安全衛生法に基づき各拠点における労働安全衛生委員会を設置し、加えて全社会議体として毎月1回労働安全衛生連絡会、ならびに四半期に1回全社労働安全衛生会議を開催することにより、安全衛生の強化を図っております。

②当社および当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- 1) 取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規程および文書取扱規程等に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、規定に定められた年限の管理を実施するものとする。
- 2) 情報の重要性を認識し、経営情報・営業情報・技術情報等の情報資産を保護するための指針を定め、適切に管理するために各種規程の整備・見直しを実施するものとする。

<②運用状況>

- ・取締役会規程および文書取扱規程等に基づき、保存年限および所管部門を定めて、適切に保存および管理しております。また、情報セキュリティの面でも情報セキュリティ基本方針等の社内規則を定めて、適切な管理強化を図っております。
- ・定期的な情報セキュリティ自己点検チェックとフィードバックを実施することで、機密情報の取り扱いや不審メールへの対応など、情報セキュリティに対する意識の向上にも努めております。
- ・情報資産の保護への取り組みの一環として、サイバー攻撃や未知のマルウェア検知や、HTTPS暗号化サイトへの対応を強化するためにWEBセキュリティ対策ツールの強化を行っております。

③当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 事業の継続・安定的発展を確保するためのリスク管理規程に従い、当社を取り巻く様々なリスクを識別し、そのリスクの把握と統合的管理を実施するものとする。
- 2) 不測の事態が発生した場合には、危機管理規程に従い、適切な処置を行うための対策本部を設置し、情報化時代に対応したグローバルな企業集団としての危機管理体制の展開を実施するものとする。
- 3) 内部統制推進部門を定め、社内にリスク管理と一体となった内部統制システムを部門ごとに整備することとする。
- 4) 内部監査部門を設置し、内部統制システムの有効性の評価・モニタリングを実施するものとする。

<③運用状況>

- ・当社では、全社リスク一覧表を策定の上、定期見直しを実施し、リスク対応活動を推進しております。
- ・危機管理マニュアルを策定しており、自然災害発生時の初動体制を整備するとともに、社内への周知徹底を図っております。また、地震や火災を想定した避難訓練も実施し、安全推進施策についても積極的に取り組んでおります。
- ・自然災害やハードウェア障害、サイバー攻撃などによるデータ消失のリスクに対して情報システム緊急障害対応規程を定めて、復旧手順の整備と有効性の評価を行っております。

④当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定期的に開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、常務会における審議を経て取締役会で執行の決定を実施するものとする。
- 2) 取締役および執行役員によって構成される経営会議を開催して、個別経営課題を実務的な観点から協議を実施するものとする。
- 3) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務分掌規程、および職務権限規程において、それぞれの責任、執行手続きの詳細について定めることとする。
- 4) 短期および中長期の経営計画を策定し、進捗管理を行うことにより、経営の効率化を図るものとする。

<④運用状況>

- ・取締役会規程等に基づき、第62期において取締役会を12回開催しております。また、取締役会開催に先立ち、常務会を12回開催しております。さらに、経営会議を原則月1回開催し、個別経営課題を実務的な観点から協議しております。
- ・取締役会の実効性を一層高めていくため、取締役会出席メンバーを対象としたアンケートを実施し、そ

の結果分析・評価を行い、さらなる取締役会の機能向上を目指し、取り組みを進めております。

・経営目標および計画に対する進捗管理を行うため、四半期ごとに実績報告会を開催しております。

・10年長期経営計画「OCEAN+2戦略」を掲げ、会社全体で長期ビジョンを共有することで向かうべき方向を浸透させ、実現に向けた取り組みを進めております。

⑤当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制、その他の当該株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社ごとに責任担当者を決定し、事業の統括管理を図る。また、定期的に報告会を開催する他、適宜重要事項を各子会社の代表者に報告させ、必要に応じて指導、改善を行うものとする。

<⑤運用状況>

・当社の子会社に関しては当社各担当取締役および執行役員より指導および監督を行う他、経営企画室に取締役会にて月次の業績報告を行わせるなど経営状況の適切な把握と計画に対する進捗確認を行っております。

⑥監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会は、当社使用人に対し、補助者として監査業務の補助を必要とする場合には、監査等委員会が適任と認めた使用人を指名できるものとする。

⑦監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号の補助者の人事異動、評価および懲戒処分等は、監査等委員会の承認を得るものとする。なお、当該補助者は、他の職務を兼任できるが当該補助業務を優先するものとし、当該補助業務につき監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。

⑧取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

1) 取締役会は監査等委員会に報告すべき事項を定める規程を監査等委員会と協議の上定め、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は上記規程に従い、監査等委員会へ報告するものとする。

2) 当社および当社子会社の役職員は、当社監査等委員会が選定する監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

3) 当社常勤監査等委員を通報窓口とする内部通報制度を設置し、子会社の使用人等が当社常勤監査等委員に直接報告することができる制度を整備する。

⑨前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

当社および当社子会社の内部通報に関する規程において、当社および当社子会社の役職員が当社常勤監査等委員に対して直接通報を行うことができることを定めるとともに、当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益取り扱いを禁止する旨規定する。

⑩監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

1) 当社は監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

2) 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設ける。

⑪その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役と監査等委員会は必要に応じて意見交換会を開催するとともに、会計監査人と監査等委員会は定期的または随時に意見交換会を開催するものとする。

＜⑥～⑪運用状況＞

- ・ 監査等委員会に関する事項については、監査等委員会規程を定めており、常に社内で見ることができる状態にし、適切に運用しております。
- ・ 監査等委員の職務の執行に必要な費用については、あらかじめ適切に予算計上がされ、速やかに費用支払いを行っております。
- ・ 監査等委員会の監査の実効性を確保するため、監査等委員会への報告規程を定めており、適正に運用し、必要な報告および情報提供を行っております。また、監査等委員が取締役会その他重要会議に出席することにより、必要な情報を得て監査等委員の立場から積極的に発言をしております。
- ・ 監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見交換・情報共有を図り、監査の実効性の向上を図っております。

(2) 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務および事業の方針の決定を支配するもののあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定めを定款に設けておりませんので、該当事項はありません。

連結株主資本等変動計算書

〔 2024年4月 1日から
2025年3月31日まで 〕

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年4月 1日 期首残高	19,344,883	7,172,364	7,473,320	△ 1,930,424	32,060,143
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 903,764		△ 903,764
親会社株主に帰属する当期純利益			285,588		285,588
自己株式の取得				△ 298,945	△ 298,945
自己株式の消却		△ 1,377,224	△ 669,431	2,046,655	—
在外子会社の機能通貨変更に伴う増減			△ 140		△ 140
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	△ 1,377,224	△ 1,287,748	1,747,710	△ 917,262
2025年3月31日 期末残高	19,344,883	5,795,140	6,185,572	△ 182,714	31,142,881

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
2024年4月 1日 期首残高	1,257,965	4,916,324	474,136	6,648,425	8,339,745	47,048,314
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△ 903,764
親会社株主に帰属する当期純利益						285,588
自己株式の取得						△ 298,945
自己株式の消却						—
在外子会社の機能通貨変更に伴う増減						△ 140
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△ 755,294	△ 183,300	202,195	△ 736,399	△ 174,659	△ 911,058
連結会計年度中の変動額合計	△ 755,294	△ 183,300	202,195	△ 736,399	△ 174,659	△ 1,828,321
2025年3月31日 期末残高	502,670	4,733,023	676,331	5,912,025	8,165,086	45,219,993

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数 13 社

主要な連結子会社の名称

(国内) 株式会社九州大真空

(海外) DAISHINKU(AMERICA)CORP.、大真空(香港)有限公司、DAISHINKU(SINGAPORE)PTE. LTD.、

DAISHINKU(THAILAND)CO., LTD.、DAISHINKU(DEUTSCHLAND)GmbH、上海大真空国際貿易有限公司、

PT. KDS INDONESIA、天津大真空有限公司、加高電子股份有限公司、加高電子(深圳)有限公司、

加高電子(東莞)有限公司、HARMONY ELECTRONICS(THAILAND)CO., LTD.

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社または関連会社の状況

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社または関連会社の状況

・関連会社の名称

PT KXT ELECTRONICS INDONESIA

・持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、小規模会社であり、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

なお、PT KXT ELECTRONICS INDONESIA は新たに 2024 年 9 月 30 日に設立されました。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、天津大真空有限公司、加高電子股份有限公司、加高電子(深圳)有限公司、加高電子(東莞)有限公司、HARMONY ELECTRONICS(THAILAND)CO., LTD.、上海大真空国際貿易有限公司、DAISHINKU

(THAILAND)CO., LTD. の決算日は 12 月 31 日、PT. KDS INDONESIA、DAISHINKU(AMERICA)CORP.、大真空(香港)有限公司、DAISHINKU(SINGAPORE)PTE. LTD.、DAISHINKU(DEUTSCHLAND)GmbH、株式会社九州大真空は 3 月 31 日であります。

連結計算書類の作成にあたっては連結子会社の決算日現在の計算書類を採用しております。なお上海大真空国際貿易有限公司、DAISHINKU(THAILAND)CO., LTD.、天津大真空有限公司、加高電子股份有限公司、加高電子(深圳)有限公司、加高電子(東莞)有限公司、HARMONY ELECTRONICS(THAILAND)CO., LTD. は 3 月 31 日現在で決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ. 有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)

その他有価証券

・市場価格のない 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動
株式等以外のもの 平均法により算定しております。)

・市場価格のない 主として移動平均法による原価法
株式等

ロ. デリバティブ 時価法

ハ、棚卸資産 主として総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ、有形固定資産（リース資産を除く） 当社及び国内連結子会社は定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

在外連結子会社は、主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～60年

機械装置及び運搬具 2～15年

ロ、無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ、リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を残価保証額とする定額法を採用しております。使用権資産については、資産の耐用年数またはリース期間のうちいずれか短いほうの期間に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ、貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ、賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ、役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、支給見込額に基づき計上しております。なお、当連結会計年度においては、支給見込額がないため計上しておりません。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産（退職給付信託を含む）の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ、ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

また、為替予約が付されている外貨建債権債務等については振当処理を行っております。

ロ、ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は次のとおりであります。

ヘッジ手段……………金利スワップ、為替予約及び通貨オプション

ヘッジ対象……………借入金、外貨建債権債務及び外貨建予定取引

ハ、ヘッジ方針

ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクおよび金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

ニ、ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を、四半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、振当処理の要件に該当する為替予約及び特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑥ 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、製造による販売であり、顧客との契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、当該資産に対する支配が顧客へ移転され、充足されると判断しております。国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時点で収益を認識しております。なお、輸出取引については、貿易条件で定められた顧客への引き渡し時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第 27 号 2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022 年改正会計基準第 20-3 項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 28 号 2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正適用指針」という。）第 65-2 項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022 年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

（1）収益の分解

当社グループの販売拠点に基づき分解した顧客との契約から生じる収益は次のとおりであります。

（単位：千円）

	日本	北米	欧州	中国	台湾	アジア	計
顧客との契約から生じる収益	6,971,172	2,450,263	3,899,816	12,652,201	9,786,778	2,860,698	38,620,931
その他の収益	-	-	-	-	-	-	-

（2）収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項（4）会計方針に関する事項」の「⑥収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産の回収可能性

（1）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 531,987 千円、繰延税金負債 1,809,276 千円

なお、上記繰延税金資産及び繰延税金負債は納税主体ごとの相殺後の金額を表示しております。

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金のうち未使用のものおよび将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得し得る課税所得の時期および金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

これらの見積りは将来の不確実な経済状況および会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期および金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。税制改正により実効税率が変更された場合に、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 顧客との契約から生じた債権の金額

受取手形 198,782 千円

売掛金 8,841,098 千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 75,081,703 千円

(3) 担保に供している資産

建物 57,510 千円

土地 13,240 千円

上記担保提供資産は子会社の金融機関借入に対する担保提供であります。当連結会計年度末現在、対応債務はありません。

(4) 受取手形及び電子記録債権裏書譲渡高 54,790 千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	36,196	—	4,058	32,138
合計	36,196	—	4,058	32,138
自己株式				
普通株式	3,919	500	4,058	362
合計	3,919	500	4,058	362

- (注) 1. 普通株式の発行済株式数の減少 4,058 千株は、自己株式の消却によるものであります。
2. 普通株式の自己株式数の増加は、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づく自己株式の取得による増加 500 千株および単元未満株式の買取りによる増加 0 千株です。
3. 普通株式の自己株式数の減少 4,058 千株は、自己株式の消却によるものであります。

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2024年6月27日開催の定時株主総会において次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

① 配当金の総額	451,886,050 円
② 1株当たり配当額	14 円
③ 基準日	2024年3月31日
④ 効力発生日	2024年6月28日

2024年10月11日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

① 配当金の総額	451,878,938 円
② 1株当たり配当額	14 円
③ 基準日	2024年9月30日
④ 効力発生日	2024年11月29日

(3) 当連結会計年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2025年6月27日開催予定の定時株主総会において次のとおり付議する予定であります。

・普通株式の配当に関する事項

① 配当金の総額	444,872,554 円
② 配当金の原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	14 円
④ 基準日	2025年3月31日
⑤ 効力発生日	2025年6月30日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式及び満期保有目的の債券であり、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であります。なお、デリバティブは社内ルールに従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注）をご参照ください）。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額（※1）	時価（※1）	差額
① 投資有価証券	2,604,031	2,564,809	(39,221)
② 長期借入金（※2）	(24,821,080)	(24,606,060)	215,020
③ デリバティブ取引（※3）	(353)	(353)	—

（※1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（※2）長期借入金には、一年内返済予定の長期借入金が含まれております。

（※3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

(注) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	154,996

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債		1,207,629		1,207,629
その他有価証券				
株式	1,357,180	-	-	1,357,180
デリバティブ取引				
通貨関連	-	(353)	-	(353)

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	24,606,060	-	24,606,060

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。社債については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 1 株当たり情報に関する注記

(1)	1株当たり純資産額	1,166円11銭
(2)	1株当たり当期純利益	8円87銭
(注)	1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
	親会社株主に帰属する当期純利益	285,588千円
	普通株主に帰属しない金額	一千円
	普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	285,588千円
	普通株式の期中平均株式数	32,208千株

9. その他の注記

(減損損失に関する注記)

当社グループは、事業用資産については管理会計上の区分に従って、賃貸不動産および遊休資産については、個別物件単位でグルーピングを行っております。

当社グループは、当連結会計年度において以下の資産グループについて、減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
加高電子股份有限公司	遊休資産	機械装置及び運搬具	60,310

当連結会計年度において、当社グループは将来使用が見込まれていない遊休資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、遊休資産に係る回収可能価額は、正味売却価額により算定しており、正味売却価額を零円とみなし、減損損失を計上しております。

※ 連結計算書類の記載金額は、それぞれ表示単位未満切り捨てにより表示しております。

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	29,392,045	流動負債	19,629,753
現金及び預金	6,744,688	買掛金	4,205,321
受取手形	175,007	短期借入金	7,000,000
売掛金	8,851,307	一年内返済予定の長期借入金	6,151,949
商品及び製品	2,288,488	リース債務	25,680
仕掛品	3,870,558	未払金	1,142,386
原材料及び貯蔵品	2,947,637	未払費用	309,576
前払費用	163,021	未払法人税等	83,980
その他	4,353,858	預り金	30,457
貸倒引当金	△ 2,522	賞与引当金	676,048
		契約負債	330
		その他	4,022
固定資産	35,632,989	固定負債	13,680,302
有形固定資産	20,465,481	長期借入金	13,652,784
建物	8,436,706	資産除去債務	27,518
構築物	148,449		
機械及び装置	3,843,164	負債合計	33,310,056
車両運搬具	1,873	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	770,989	株主資本	31,415,554
土地	4,543,959	資本金	19,344,883
リース資産	25,053	資本剰余金	5,781,500
建設仮勘定	2,695,285	資本準備金	5,781,500
無形固定資産	896,497	利益剰余金	6,471,885
ソフトウェア	881,102	その他利益剰余金	6,471,885
電話加入権	12,591	繰越利益剰余金	6,471,885
その他	2,802	自己株式	△ 182,714
投資その他の資産	14,271,010	評価・換算差額等	299,424
投資有価証券	917,918	その他有価証券評価差額金	299,424
関係会社株式	12,527,407		
関係会社出資金	210,145		
前払年金費用	348,935		
繰延税金資産	25,876		
その他	268,527		
貸倒引当金	△ 27,800		
資産合計	65,025,035	純資産合計	31,714,978
		負債及び純資産合計	65,025,035

損 益 計 算 書

〔 2024年4月 1日から
2025年3月31日まで 〕

科 目	金 額	額
	千円	千円
売 上 高		29,459,699
売 上 原 価		25,421,737
売 上 総 利 益		4,037,961
販売費及び一般管理費		4,883,124
営 業 損 失		845,162
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	642,296	
その他	196,844	839,140
営 業 外 費 用		
支払利息	111,500	
賃貸費用	54,984	
支払手数料	116,598	
為替差損	447,819	
その他	20,098	751,002
経 常 損 失		757,023
特 別 利 益		
固定資産売却益	2,858	
投資有価証券売却益	924,577	
受取保険金	569,607	1,497,043
特 別 損 失		
固定資産除売却損	5	
支払補償費	571,104	571,109
税 引 前 当 期 純 利 益		168,910
法人税、住民税及び事業税	7,825	
法 人 税 等 調 整 額	△ 48,140	△ 40,315
当 期 純 利 益		209,225

株主資本等変動計算書

〔 2024年4月 1日から
2025年3月31日まで 〕

(単位:千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
2024年4月1日 期首残高	19,344,883	5,781,500	1,377,224	7,158,724	7,835,856	7,835,856	△ 1,930,424	32,409,039
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△ 903,764	△ 903,764		△ 903,764
当期純利益					209,225	209,225		209,225
自己株式の取得							△ 298,945	△ 298,945
自己株式の消却			△ 1,377,224	△ 1,377,224	△ 669,431	△ 669,431	2,046,655	－
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)								－
事業年度中の変動額合計	－	－	△ 1,377,224	△ 1,377,224	△ 1,363,971	△ 1,363,971	1,747,710	△ 993,485
2025年3月31日 期末残高	19,344,883	5,781,500	－	5,781,500	6,471,885	6,471,885	△ 182,714	31,415,554

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2024年4月1日 期首残高	697,268	697,268	33,106,307
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△ 903,764
当期純利益			209,225
自己株式の取得			△ 298,945
自己株式の消却			－
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	△ 397,843	△ 397,843	△ 397,843
事業年度中の変動額合計	△ 397,843	△ 397,843	△ 1,391,328
2025年3月31日 期末残高	299,424	299,424	31,714,978

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

其他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

商品・製品・仕掛品・原材料・貯蔵品

総平均法による原価法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

(2) 減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～60年

機械装置及び運搬具 2～8年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を残価保証額とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、支給見込額に基づき計上しております。

なお、当事業年度においては支給見込額がないため計上しておりません。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産（退職給付信託を含む）の見込額に基づき、計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した金額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。
また、為替予約が付されている外貨建債権債務等については振当処理を行っております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は次のとおりであります。
ヘッジ手段……………金利スワップ、為替予約及び通貨オプション
ヘッジ対象……………借入金、外貨建債権債務及び外貨建予定取引
- ③ ヘッジ方針
ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクおよび金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ手段とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を、四半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、振当処理の要件に該当する為替予約及び特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、製造による販売であり、顧客との契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、当該資産に対する支配が顧客に移転され、充足されると判断しております。国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時点で収益を認識しております。なお、輸出取引については、貿易条件で定められた顧客への引き渡し時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第 27 号 2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022 年改正会計基準第 20-3 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「3. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 25,876 千円

なお、上記繰延税金資産は繰延税金負債と相殺後の金額を表示しております。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

(1) の金額の算定方法は、連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記」の内容と同一であります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	35,392,526千円	
(2) 関係会社に対する金銭債権債務		
短期金銭債権	9,355,596千円	
長期金銭債権	119,616千円	
短期金銭債務	2,190,327千円	
(3) 保証債務		
天津大真空有限公司	290,144千円	(銀行借入保証)
	(US\$ 1,000千)	
	(RMB 6,800千)	
(4) 受取手形裏書譲渡高	54,790千円	

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
営業取引の取引高	
売上高	25,127,867千円
仕入高	15,003,856千円
その他営業取引高	59,691千円
営業取引以外の取引高	639,710千円
(2) 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。	
	132,793千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式				
普通株式	3,919	500	4,058	362
合計	3,919	500	4,058	362

- (注) 1. 普通株式の自己株式数の増加は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得による増加500千株および単元未満株式の買取りによる増加0千株です。
2. 普通株式の自己株式数の減少4,058千株は、自己株式の消却によるものであります。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式評価損	2,356,706千円
固定資産評価損	554,155千円
棚卸資産評価損	376,643千円
賞与引当金	206,870千円
税務上の繰越欠損金	142,805千円
退職給付信託設定額	57,378千円
退職給付信託運用益	49,369千円
未払社会保険料	32,442千円
未払事業税	22,260千円
その他	59,287千円
繰延税金資産小計	3,857,918千円
評価性引当額	△3,517,235千円
繰延税金資産合計	340,683千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△126,084千円
退職給付信託設定益	△78,292千円
その他	△110,429千円
繰延税金負債合計	△314,806千円
繰延税金資産（負債）の純額	25,876千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との重要な取引は次のとおりであります。

属性	会社等の 名称	所在地	資本金 または 出資金	事業の 内容	議決権 等の所 有割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	大真空(香港) 有限公司	香港	千 HK\$ 16,000	水晶製品 事業	直接 100.0%	兼任 1人	当社製品の購入	水晶製品 の販売	5,081,210	売掛金	1,290,609
子会社	PT. KDS INDONESIA	インド ネシア	千 US\$ 27,900	水晶製品 事業	直接 100.0%	兼任 1人	当社材料の購入および 当社への製品の販売	水晶製品 の購入	6,947,246	買掛金	1,315,240
子会社	天津大真空 有限公司	中国	千元 543,570	水晶製品 事業	直接 100.0%	兼任 1人	当社材料の購入および 当社への製品の販売	水晶製品 の購入	3,338,717	買掛金	282,574
								半製品・設 備等の販売	1,534,482	売掛金	1,390,525
								運転資金 貸付※2	900,458	(流動資産) その他	1,226,064
								債務保証 ※3	290,144	—	—
子会社	株式会社九州大真空	宮崎県 児湯郡	千円 20,000	水晶製品 事業	直接 100.0%	兼任 0人	当社材料の購入および 当社への製品の販売	設備の 賃貸	50,895	—	—
子会社	加高電子 股份有限公司	台湾	千 NT\$ 1,070,412	水晶製品 事業	直接 50.4%	兼任 2人	当社材料の購入および 当社への製品の販売	水晶製品 の購入	3,925,475	買掛金	492,566
								水晶製品 等の販売	3,243,438	売掛金	659,932
								運転資金 貸付※2	—	(流動資産) その他	251,193
										(固定資産) その他	119,616
子会社	上海大真空 国际贸易有限公司	中国	千元 6,208	水晶製品 事業	直接 100.0%	兼任 1人	当社製品の購入	水晶製品 の販売	6,357,208	売掛金	1,802,575
子会社	DAISHINKU (DEUTSCHLAND) GmbH	ドイツ	千 EUR 127	水晶製品 事業	直接 100.0%	兼任 1人	当社製品の購入	水晶製品 の販売	3,207,985	売掛金	808,183
子会社	DAISHINKU (AMERICA) CORP.	米国	千 US\$ 1,500	水晶製品 事業	直接 100.0%	兼任 1人	当社製品の購入	水晶製品 の販売	1,960,397	売掛金	481,917

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

※1 価格その他の取引条件については、市場実勢を参考に算定した価格、ならびに当社の製造原価を基に交渉の上、決定しております。

※2 資金の貸付については、市場金利を勘案して合理的に決定しており、返済条件は個別に決定しております。

※3 債務保証については、天津大真空有限公司の銀行からの借入に対して当社が保証を行っているものであり、借入残高に基づき算定した保証料を設定しております。

10. 1 株当たり情報に関する注記

(1)	1株当たり純資産額	998円06銭
(2)	1株当たり当期純利益	6円50銭
(注)	1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
	当期純利益	209,225千円
	普通株主に帰属しない金額	－千円
	普通株式に係る当期純利益	209,225千円
	普通株式の期中平均株式数	32,208千株

※ 計算書類の記載金額は、それぞれ表示単位未満切り捨てにより表示しております。

独立監査人の監査報告書

2025 年 5 月 12 日

株式会社大真空

取締役会 御中

SCS国際有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 安 藤 裕 司
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 梅 田 佳 成
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、株式会社大真空の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの第 62 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上